漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正後
（いとまきえい科又はさめの販売の禁止） **第四十三条**　大中型まき網漁業者は、中西部太平洋条約海域若しくはインド洋協定海域においていとまきえい科を採捕し、又は中西部太平洋条約海域においてさめ（よごれ及びくろとがりざめに限る。以下この条において同じ。）を採捕したときは、当該いとまきえい科又はさめを販売してはならない。	（いとまきえい科又はさめの販売の禁止） **第四十三条**　大中型まき網漁業者は、インド洋協定海域においていとまきえい科を採捕し、又は中西部太平洋条約海域においてさめ（よごれ及びくろとがりざめに限る。以下この条において同じ。）を採捕したときは、当該いとまきえい科又はさめを販売してはならない。
別表第四（第二十三条関係）	別表第四（第二十三条関係）

大臣許可漁業	制限又は禁止の措置
（略）	（略）
かつお・まぐろ漁業	一～六　（略） 七　中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるいとまきえい科の採捕は、禁止する。 八～三十　（略） 三十一　北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋条約海域（次号から第三十四号までにおいて「西大西洋の海域」という。）におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。 三十二～三十六　（略）
（略）	（略）

大臣許可漁業	制限又は禁止の措置
（略）	（略）
かつお・まぐろ漁業	一～六　（略） （新設） 七～二十九　（略） 三十　北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋条約海域（次号から第三十三号までにおいて「西大西洋の海域」という。）におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。 三十一～三十五　（略）
（略）	（略）

附　則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。